

軽油引取税研修資料

令和 6 年 1 1 月 1 1 日（月）

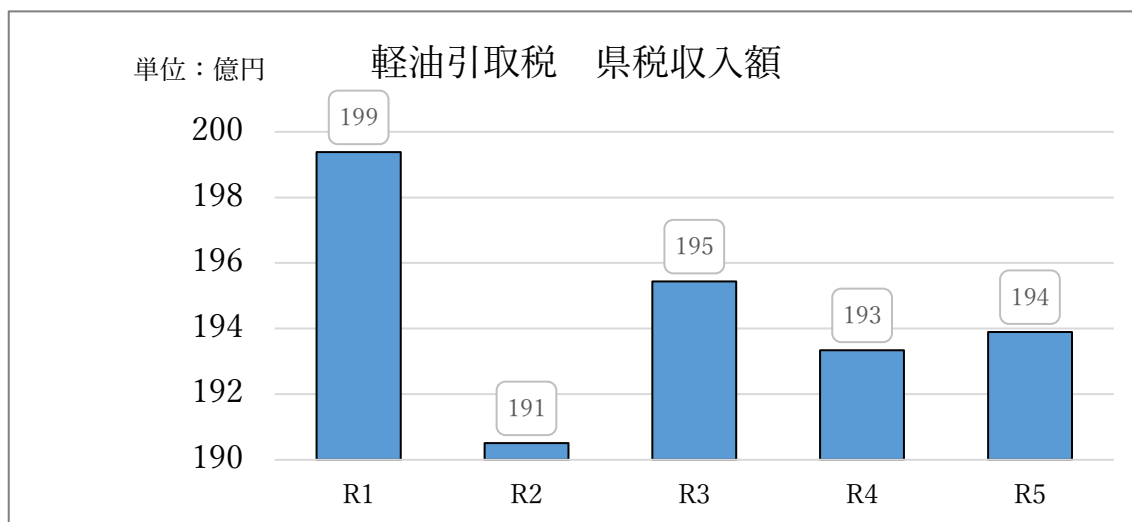
岡山県総務部税務課

目 次

1	岡山県の軽油引取税収入額等について	P 1
2	軽油引取税の概要について	P 2
3	軽油引取税の申告について	P 5
4	免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について	P 8
5	不正軽油対策について	P 10
6	電子申告・納付の開始について	P 14

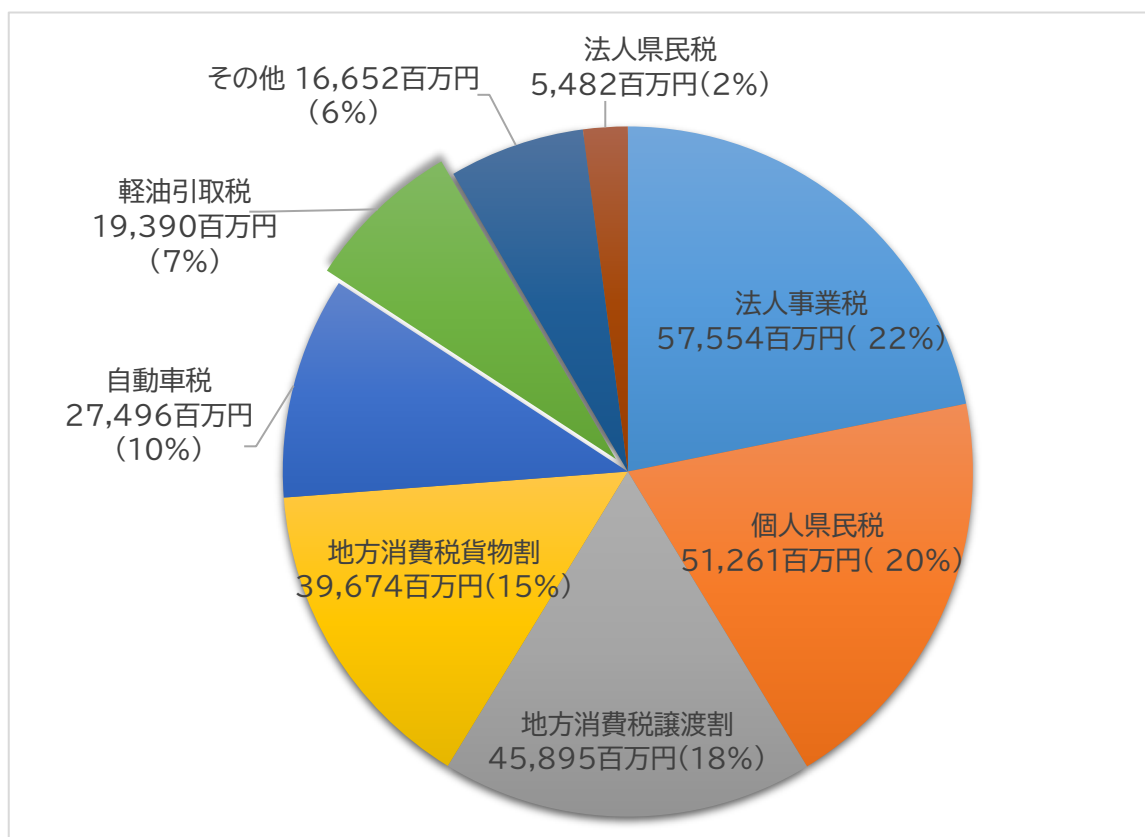
1 岡山県の軽油引取税収入額等について

◇ 令和5年度までの推移



◇ 県税収入に占める割合（令和5年度）

県全体 2,634億円（対前年比 96.1%）
 うち軽油引取税 193億円（対前年比 100.3%）



2 軽油引取税の概要について

軽油引取税は、税収を道路の新設や維持管理等の費用に充てる「目的税」として、昭和31年に創設された地方税です。平成21年4月に、税収の用途を限定しない「普通税」となりました。

(1) 課税主体

都道府県

(2) 納税義務者

- ・ 特約業者又は元売業者から軽油を引き取った人
(元売業者の他の元売業者からの引取り及び特約業者の元売業者からの引取りを除きます)
- ・ 軽油に軽油以外の油（灯油・重油など）を混和するなどして製造された軽油（混和軽油）を販売した販売業者
- ・ 軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者

(3) 税率

軽油 1 キロリットルにつき32,100円（1 リットルにつき32円10銭）

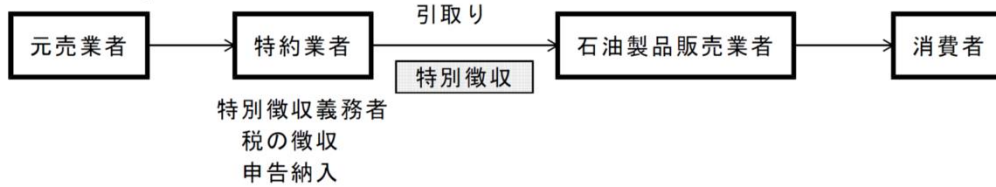
(4) 申告と納税について

- ・ 特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金とあわせて軽油引取税を徴し、毎月分を翌月末までに申告し、納めます。
- ・ 販売業者が混和軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

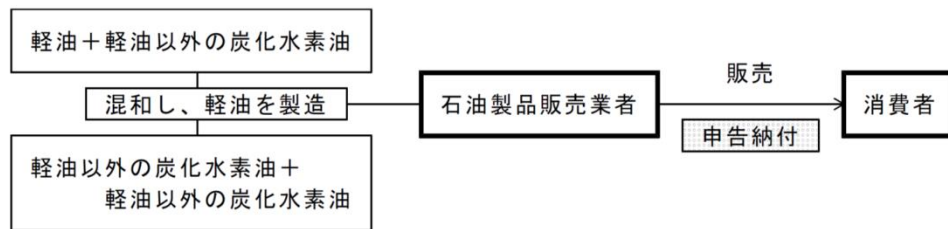
軽油引取税の課税方法

1 軽油に係るもの

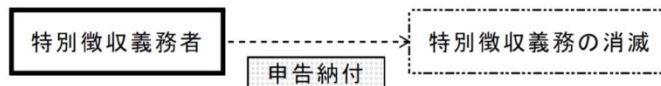
(1) 引取課税（法第144条の2①）



(2) 混和課税（法第144条の2④）



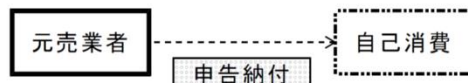
(3) 所有者課税（法第144条の2⑥）



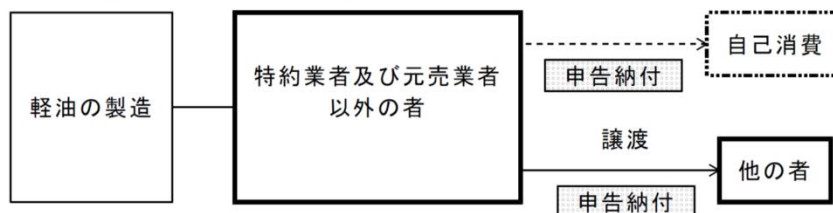
(4) みなす課税①（法第144条の3①一）



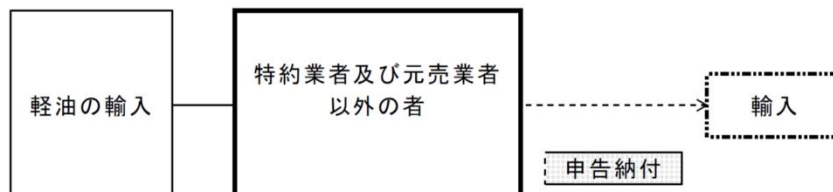
(5) みなす課税②（法第144条の3①二）



(6) みなす課税③（法第144条の3①五）

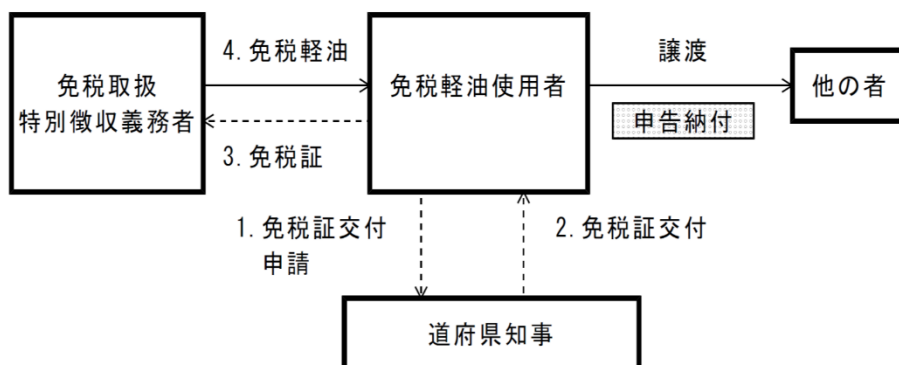


(7) みなす課税④（法第144条の3①六）

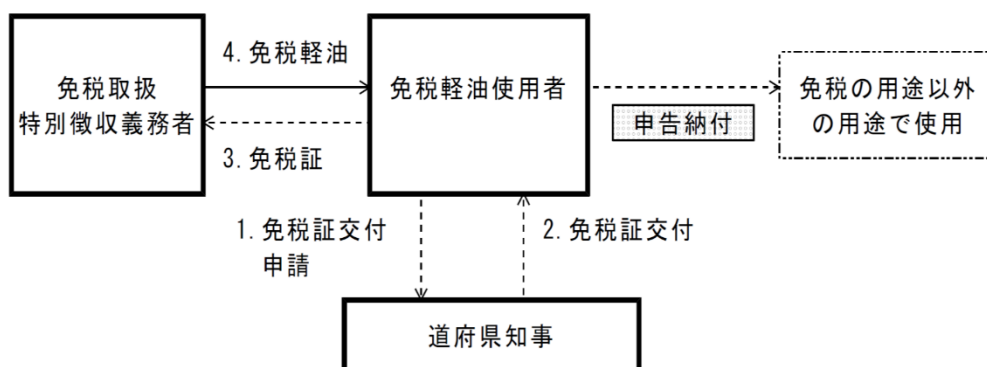


2 免税軽油に係るもの

(1) みなす課税⑤（法第144条の3①三）

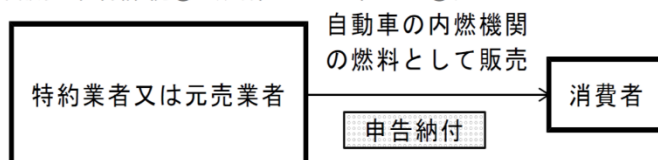


(2) みなす課税⑥（法第144条の3①四）

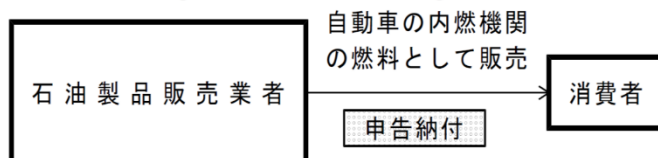


3 燃料炭化水素油（灯油や重油など）に係るもの

(1) 販売業者課税①（法第144条の2③）

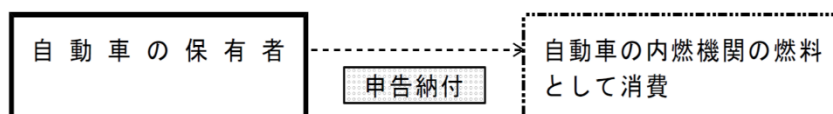


(2) 販売業者課税②（法第144条の2④）



4 炭化水素油に係るもの

自動車の保有者課税（法第144条の2⑤）



3 軽油引取税の申告について

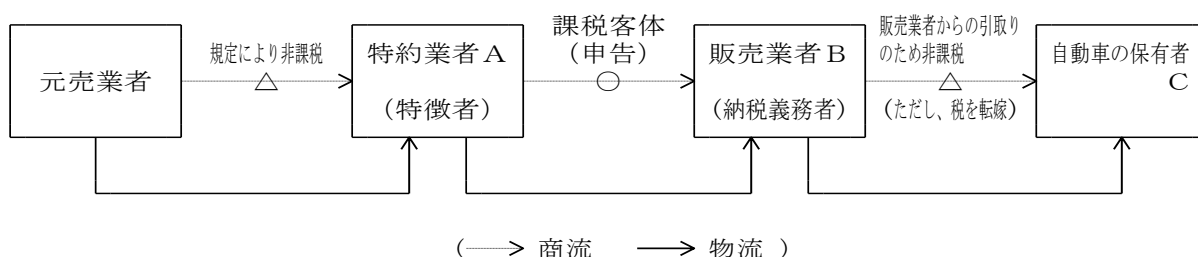
(1) 基本的な考え方

軽油引取税は「**特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）**で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの」に対してその数量を課税標準とする。」とし、「その引取りを行うものに課する。」とされています（地方税法第144条の2第1項）。

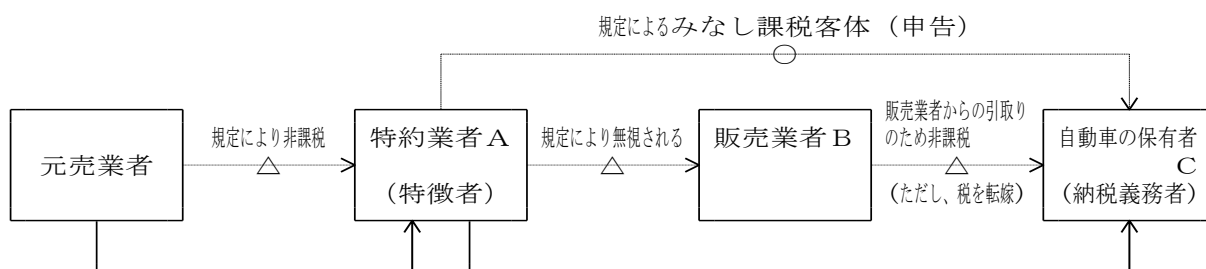
元売業者又は特約業者は軽油引取税の特別徴収義務者に指定され、現実の納入を伴う軽油の引渡しの数量に対して特別徴収義務を負うこととなります。

なお、「特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が現実の納入を受けない場合に、別に現実の納入を伴う引取りを行う者がいるときは、その者が特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、納税義務者となる。」とされています（地方税法第144条の2第2項）。

このことについて図示すると、例えば次のとおりとなります。



販売業者Bは特約業者Aから現実の納入を伴う引取りを行っていますから、販売業者Bが納税義務者となり、その納入についてAがBから特別徴収し申告します。



Bは特約業者Aから引取りを行っていますが、他に現実の納入を受けるCがいるため、規定によりAからの引取りについての納税義務者はCとなり、CがAから引取りを行ったとみなされます。Cに対する納入について特別徴収の義務を負うAがCに軽油を引き渡したとして申告します。

(2) 納入地（申告先）について

このことについては、「当該軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあっては、販売業者の当該納入に係る事業所）所在の道府県において、その引取りを行う者に課する。」とされています（地方税法第144条の2第1項）。

ここでいう**軽油の納入地とは**、特約業者又は元売業者等からの引取りに係る軽油の現実の納入があったときの当該納入に係る場所、すなわち、**当該軽油が引取りを行う者の直接的支配下に移転した場所をいいます**。

ただし、括弧内の規定により、**石油製品の販売業者が引取りを行った場合の納入地については、当該納入に係る軽油を現実に入れた石油製品販売業者の事業所とされていますので、注意が必要です**。

基本的な流れは次ページのとおりととなります（特約業者から見た場合の説明で、商流は省いています。）。

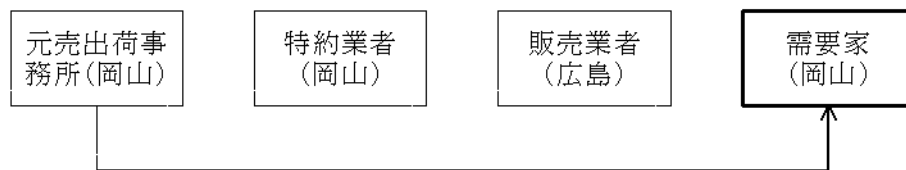
申告する特別徴収義務者はその納入地を確実に把握しなければ申告先を特定できません。このため、**軽油の引取りを行った者（納税義務者）は特別徴収義務者に対して事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量などを記載した書面を提出することとされています**（地方税法第144条の35第6項）。

また、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量及び税額並びに軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量などを記載した納入申告書を、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の都道府県ごとにその都道府県知事に提出することとなっています（地方税法第144条の14第2項）。

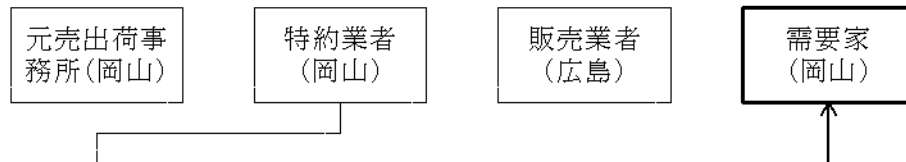
申告について、ご不明な点がある場合は、県民局税務部課税課へお問い合わせください。

《軽油の納入形態と申告先》

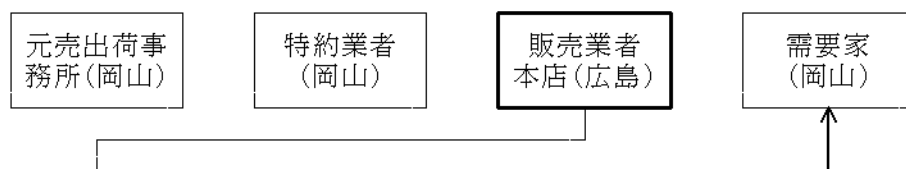
- ① 元売による配送…持届先が納入地 → 図の場合、特約は岡山県に申告



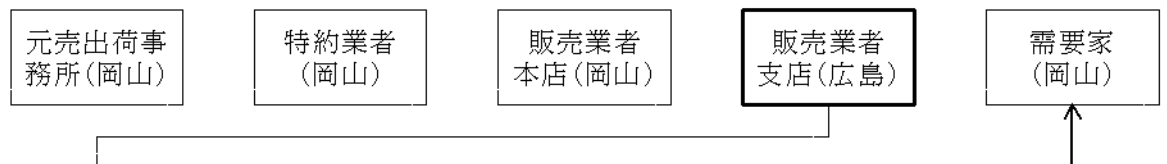
- ② 特約自身による配送…持届先が納入地 → 図の場合、特約は岡山県に申告



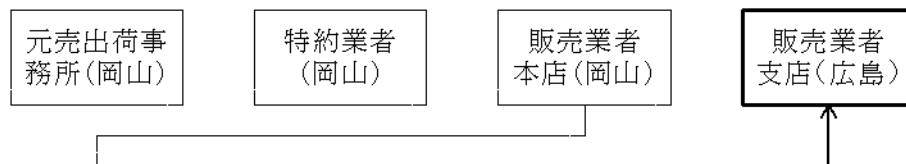
- ③－１ 販売業者による配送（販売業者が他者に引き渡した場合１）
…配送の手配を行った販売業者の本店が納入地（括弧書き適用）
→ 図の場合、特約は広島県に申告



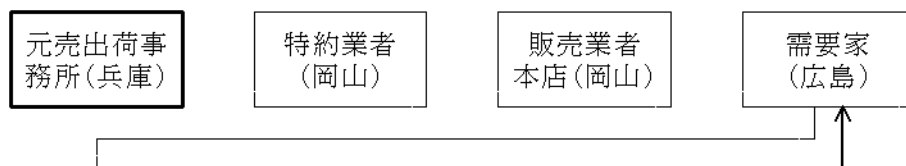
- ③－２ 販売業者による配送（販売業者が他者に引き渡した場合２）
…配送の手配を行った販売業者の支店が納入地（括弧書き適用）
→ 図の場合、特約は広島県に申告



- ③－３ 販売業者による配送（販売業者自身の事業所に引き入れた場合）
…引き入れた場所が納入地 → 図の場合、特約は広島県に申告



- ④ 需要家自身の庫取り…軽油を受け取った場所が納入地 → 図の場合、特約は兵庫県に申告



4 免税軽油制度と免税証を受け取る際の注意点について

(1) 免税軽油制度について

※＜特例措置の見直し＞

平成 21 年度以降、3 年ごとの税制改正時に、免税業種の見直しに伴う対象の縮小・廃止が行われており、専らレクリエーションの用に供する船舶（いわゆるプレジャーボート）が令和 7 年 3 月末日で、免税軽油の対象外となります。継続対象者のみ 4 月 1 日以降の免税証が交付されますので、免税証記載の有効期限にご注意ください。

農業、林業などの特定の事業者や船舶（※）の使用者が、動力耕うん機や船舶の動力源などの特定の用途に軽油を使用する場合、令和 9 年 3 月 31 日まで特例的に免税軽油を使用することができます。

※船舶のうち、いわゆるプレジャーボートは令和 7 年 3 月 31 日まで使用することができます。

具体的な免税用途は、法令により細かく規定され、対象となる主体、用途、場所及び機械が限定列挙されています。

(2) 免税証を受け取る際の注意点（各給油所に周知・徹底をお願いします。）

ア 免税証と引き換えに免税軽油の引渡しを行ってください。

その際、免税証の裏に、販売店の名称、免税軽油の引取日、免税軽油使用者の住所及び氏名が書かれていることを確認してください。

イ 大口の取引先等で代金決済時に免税証を受け取る場合は、必ず免税証と免税軽油の引取りの対応関係が分かるようにしておいてください。

（申告書に記載された免税軽油と免税証が対応していること。）

ウ 免税証の数量は、印字よりも少ない数量には訂正できます。

数量等が適切に訂正されていることを確認してください。（訂正印不要）

エ 免税証の受取りの際、必ず有効期間を確認してください。

免税証を受け取る時に有効期間が切れていると課税免除できません。

（※令和 7 年 3 月末日以前に有効期限が到来する免税証を、令和 7 年 4 月以降に、誤って受け取らないようにしてください。）

オ 「免税取扱特別徴収義務者」（免税証の交付を行った県の特別徴収義務者）以外の販売業者が免税軽油を販売する場合、販売業者からの免税証の受取りも有効期間内に行われていなければなりません（その販売業者は免税軽油使用者に代わって免税軽油の引取りを行うということになるため）。

カ 免税証は、譲渡が禁止されています（罰則あり）。

免税軽油使用者ではない人が免税軽油を買いに来たことが分かった場合は、県への連絡をお願いします。

(3) 免税対象となる業種及び用途一覧 (※附則第12条の2の7は令和9年3月31日まで)

免税軽油使用者に該当する業種及び軽油の用途 (令和6年11月現在)

地方税法第144条の6により課税免除となるもの (恒久的な措置)

	免税軽油使用者 (事業の主体)	免 税 用 途
1	石油化学製品製造事業を営む者	石油化学製品製造事業を営む者の事業場において、 ① エチレン、プロピレン、ブチレンノルマルパラフィン、硝安油、 剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤を製造するために その原料 (ノルマルパラフィンにあっては、ノルマルパラフィンとな る部分に限る。) の用途 ② ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモル ファスポリマー粘性低下の用途に供すること。

地方税法附則第12条の2の7により課税免除となるもの

1	船舶の使用者	船舶の動力源 ※専らレクリエーションの用に供する船舶 (いわゆるプレジャー ボート) は令和7年3月31日まで
2	自衛隊又は第百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊 の使用する機械を管理する者	通信の用に供する機械、自動車 (政令で定めるものを除く) その他 これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源
3	鉄道事業者又は軌道事業を営む者、専用の軌道を設置する者又は専 用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源
4	農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で農作業のう ち基幹的な作業 (専ら機械を使用して行われる) の全ての委託を受 けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及 び前年度の素材生産量が1,000立方メートル以上である素材生産業を 営む者	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調 整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械、製材機、集材機、積込 機及び可搬式チップ製造器の動力源
5	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く) を営む者	事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸のため に使用する機械の動力源
6	生コンクリート製造業を営む者	事業場内において、専ら骨材の積卸のために使用する機械の動力源
7	鉱物 (岩石及び砂利を含む) の掘採事業を営む者	削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場 内において、専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機 械の動力源
8	とび・土工事業で総務省令で定めるもの (建設業法第3条の規定に よるとび・土工事業の許可を受けて専らとび土工・コンクリート 工事を行うものが営むとび・土工事業) を営む者	工事現場において、専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のため に使用する建設機械の動力源
9	鉱さいバラス製造業を営む者 (租税特別措置法第10条第7項第6号に 規定する中小事業者又は同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企 業者 (以下、「中小事業者等」という。) に限る。)	事業場内において、専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若し くは積み込みのために使用する機械の動力源
10	港湾運送業を営む者	港湾において、専ら港湾運送のために使用する機械の動力源
11	倉庫業を営む者 (倉庫業法第3条に規定する登録を受けている者)	倉庫において、専ら倉庫業のために使用する機械の動力源
12	鉄道 (軌道を含む) に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を 営む者	駅の構内において、専ら鉄道運送業者の行う貨物の運搬に係るもの 又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積み込み若しくは取 卸の事業のために使用する機械の動力源
13	航空運送サービス業を営む者	特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積 卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源
14	廃棄物処理事業を営む者 (産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) 処分 業者にあっては中小事業者等に限る。)	廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機 械の動力源
15	木材加工業で総務省令に定めるもの (一般製材業、単板製造業、床 板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用 木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理 業) を専ら営む者	事業場内において、専ら木材の積卸のために使用する機械の動力源
16	木材市場業で総務省令で定めるもの (木材取引のために開設される 市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売 買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設 し、又は運営する事業) を営む者	事業場内において、専ら木材の積卸のために使用する機械の動力源
17	堆肥製造業を専ら営む者 (肥料の品質の確保等に関する法律第22条 第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われる パーク堆肥製造業)	事業場内において、専ら堆肥の製造工程に使用する機械又は堆肥若 しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動 力源
18	索道事業を営む者 (鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索 道事業を営む者)	スキー場において、専らスキー場の整備のために使用する機械又は 雪を製造するための装置を備えた機械の動力源

「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。)
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

5 不正軽油対策について

(1) 不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油などを混ぜた混和軽油や、灯油と重油を混ぜて製造された自動車の燃料などのこと。

不正軽油の製造、販売、使用は、軽油引取税の悪質な脱税行為であるとともに、大気汚染や製造過程で排出される有害物質による土壌汚染など、県民の健康や環境に対して悪影響を与える、重大な反社会的行為です。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されると知りながら材料を提供、運搬した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油に係る罰則

軽油引取税を脱税したとき	懲役10年以下 罰金1,000万円以下
知事の承認を受けずに軽油を製造したり、軽油に重油などを混和したとき	懲役10年以下、罰金1,000万円以下 (法人重課) 3億円以下
不正軽油と知って不正軽油を運搬、保管、購入したとき	懲役3年以下、罰金300万円以下 (法人重課) 1億円以下
不正軽油製造に使用されると知りながら原材料等を提供したとき	懲役7年以下、罰金700万円以下 (法人重科) 2億円以下

<令和6年度告発事案>

告発 年月日	県名	犯則嫌疑者	犯則嫌疑事実の概要
R6.7.3	兵庫 大阪 奈良 和歌山 岡山	A法人(石油製品 販売業)、B(Aの 代表取締役)外 5名	①製造等承認義務違反（混和軽油の未承認製造） 犯則嫌疑者B等は共謀の上、Aの業務に関して、知事の承認を受けることなく、奈良県内の識別剤クマリンを除去する施設又は関係府県の需要家の敷地内において、軽油とクマリンを除去した灯油を混和し、計1,258万4,000リットルの炭化水素油を製造した。 ②製造等承認義務違反（燃料炭化水素油の未承認譲渡） 犯則嫌疑者B等は共謀の上、兵庫県知事の承認を受けることなく、兵庫県内の石油販売業者に対し、燃料炭化水素油である灯油506万リットルを自動車の内燃機関の燃料として譲渡した。 ③脱税の罪 犯則嫌疑者Bは共謀の上、軽油に混和させる灯油から識別剤クマリンを除去する等偽りその他不正の行為により、軽油と灯油を混和して製造した炭化水素油又は燃料炭化水素油を、自動車の内燃機関の燃料として販売したことを秘匿したうえで、軽油引取税 5 億 6,637 万2,400 円について申告納付せず、脱税した。 〔 ①は兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県及び岡山県が各府県の該当する事実で告発を行い、②、③は兵庫県が告発した。 〕
R6.10.8	兵庫	C法人(石油製品 販売業)、D(C の実質経営者) 外1名 ※上記告発の 関連事案	○不正軽油等譲受罪 犯則嫌疑者D等は共謀の上、Cの業務に関して、B等が軽油と軽油以外の炭化水素油である灯油を混和して製造した炭化水素油が、知事の承認を受けずに混和して製造された炭化水素油であることを知りながら、炭化水素油合計380万2,000リットルを有償で取得した。

(2) 令和5年度軽油の抜取調査結果（岡山県実施分）

種別	抜取本数 (本)	検出本数 (本)
路上での軽油抜取	1 0 5	0
特徴者、石油販売業者、 インタンク保有者	5 0 9	1 9
免税軽油使用者	1 6	1
公共工事	2 1	2

※検出本数は、クマリン（灯油及び重油の識別剤）の分析等において
異状値が確認されたもの

【参考】令和5年10月全国一斉路上抜取調査

地 域	抜取本数	混和嫌疑本数 (うち県外分)	検出率 (%)
北海道 東北	4 4 8	0 (0)	0. 0
関東 甲信越	8 1 2	0 (0)	0. 0
東海 北陸	3 6 7	2 (1)	0. 5
近畿	3 7 1	2 (2)	0. 5
中国 四国	3 1 8	1 (0)	0. 3
九州	3 6 9	0 (0)	0. 0
合 計	2, 6 8 5	5 (3)	0. 2

(3) 令和6年度不正軽油対策活動について

ア 不正軽油対策ポスター及びチラシの作成・配布

岡山県不正軽油対策協議会の不正軽油対策ポスター及びチラシを作成しました。ＳＳ店頭等での啓発にご活用いただきますようお願いします。

県が行う軽油抜取調査時にも、チラシなどを配付し、ポスターについては事業所に掲示いただくよう依頼しています。



イ 不正軽油ホットライン

岡山県では、県庁税務課内に不正軽油ホットラインを設置し、不正軽油の製造や流通を撲滅するための情報収集を行っています。不正軽油に関する情報を、下記の不正軽油ホットラインまでお知らせください。

また、石油業界をはじめとする関係者の皆様に、不正軽油ホットラインを広報のうえ、ご活用いただきますようお願いします。

岡山県不正軽油ホットライン（岡山県庁税務課）

フリーダイヤル 0120-629-110

【不正ガソリンについてはこちら】

不正ガソリン110番（広島国税局）

フリーダイヤル 0120-283-110

6 電子申告・納付の開始について

(1) 概要

事前に「地方税ポータルシステム（eLTAX）」で利用者登録を行い、対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・申請が可能となり、申告後に「PCdesk」を利用することで電子納付が可能になります。

○PCdeskNextの対応様式一覧：P15参照

(2) 電子申告・申請の方法について

「地方税ポータルシステム（eLTAX）」のHPに「軽油引取税の電子申告手続き拡充に係る特設ページ」が開設されております。当該ページからマニュアルや軽油引取税納入申告書等の作成支援ソフトをダウンロードできるページに入ることが可能です。

○軽油引取税特設ページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432>)

軽油引取税 電子申告 で検索

・ マニュアル

マニュアルコーナー>PCdeskマニュアル

>ガイド編（WEB版）【利用届出（新規）、申請・届出、納税等】

マニュアルコーナー>PCdeskNextマニュアル

>ガイド編(申告等)

>データ作成支援ソフト編

・ データ作成支援ソフト

仕様書・様式集>PCdeskNext>軽油引取税

>軽油引取税 データ作成支援ソフト（Zip）

(3) その他

①軽油引取税は「PCdeskNext」で取り扱う税目となっており、法人事業税等とは一部仕組みが異なります。

②電子申告利用手順等のお問い合わせは、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」のお問い合わせ窓口（ヘルプデスク）にお尋ねください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

③従来どおりの申告等も継続しております。

なお、電子申告では必要書類をPDFで添付できますが、免税証は添付できないことから、免税証はこれまでどおり郵送、来局での期限内の提出が必要です。ご注意ください。

PCdeskNextの対応様式一覧

○データ作成支援ソフト対応（申告データ等を支援ソフトで作成後、PCdeskNextにアップロードする）

	様式名
納入申告書 （第16 号の10 様式）	軽油引取税納入申告書
	軽油の納入数量明細書
軽油の受払い等の数量報告書 第（16 号の41 様式） ※主たる事務所の都道府県に 提出するもの	軽油の受払い等の数量報告書
	引取数量(受払い等の数量)引渡しを行った者別・道府県別明細書
	引取数量(現実の受払い等の数量)納入を行った者別・道府県別明細書
	返還を受けた数量(受払い等の数量)引取りを行った者別・道府県別明細書
	返還を受けた数量(現実の受払等の数量)納入を受けた者別・道府県別明細書
	引渡数量(受払い等の数量)引取りを行った者別・道府県別明細書
	引渡数量(現実の受払い等の数量)納入を受けた者別・道府県別明細書
	消費数量明細書
	返還を行った数量(受払い等の数量)引渡しを行った者別・道府県別明細書
	返還を行った数量(現実の受払い等の数量)納入を行った者別・道府県別明細書
	在庫数量(現実の受払い等の数量)明細書
	製造数量明細書
	輸入数量明細書
納入数量等報告書等（第16 号の37～40様式） ※元売業者のみ	納入先別納入数量等報告書
	納入先別返還数量等報告書
	事務所・事業所別納入数量等報告書
	事務所・事業所別返還数量等報告書

○PCdeskNextの画面上で入力できるもの

様式名
事業の開廃等の届出書
販売契約の締結等の届出書
元売業者指定申請書
仮特約業者指定申請書
特約業者指定申請書
軽油引取税特別徴収義務者登録・変更・消除申請書
軽油引取税特別徴収義務者登録証票喪失届
軽油の製造数量等の報告書
軽油引取税納付申告書
軽油引取税特別徴収義務者登録・変更・消除申請書
免税軽油使用者証交付申請書
免税軽油使用者証共同交付申請書
免税軽油使用者証共同交付申請書
免税軽油使用者証記載事項変更申請書
免税証交付申請書
免税証交付申請先届出書
免税軽油使用者証・免税証返納書
免税軽油譲渡届出書
免税軽油使用者証・免税証喪失届
免税軽油の引取り等に係る報告書
免税軽油の引取り等に係る報告書
製造承認申請書
燃料炭化水素油譲渡承認申請書
燃料炭化水素油消費承認申請書
軽油引取税の還付・納入義務の免除申請書
軽油引取税徴収猶予申請書
免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認申請書 （県様式[課税軽油免税用途使用承認申請書]をwordでダウンロードし、入力）
軽油引取税減免申請書 （県様式[減免申請書]をwordでダウンロードし、入力）

○上記以外の届出様式

PDF等の形式により、PCdeskNext上に資料を添付の上、提出することが可能となっております。